

【事案V-1】 共済金額増額請求

・ 2024年3月11日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、1993年4月に締結した年金共済契約について、2023年6月に共済金額の増額を申し出たところ、被申立人は、1994年3月31日以前の契約については共済金額の増額には応じないとする取扱を、2004年4月1日より運用していることを理由に、共済金額の増額を承諾しなかったことから、申立人はこれを不服として、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

約款・事業規約には、「共済金額を増額することができる」とあることから、被申立人は共済金額の増額を承諾するとの判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 4・5年前に増額について支店へ問合せを行った。その時の回答が「法令により増額できなくなりました」と言われ諦めた。その法令とはなにかを調べたが判明しなかったため、その時の回答が正しかったのか疑問に思い、2023年6月に本店へ問合せをおこなった。
- (2) 増額はできないとの回答を受けたが、その理由が約款・事業規約に「組合の定めるところにより」というのがあるため、増額できないと言われた。「組合の定めるところにより」の定めるところが何なのかどこにも記載がなく不明確である。
- (3) 約款・事業規約には、「次の場合には、共済金額の増額はできません。」という項目を設けているため、「定めるところにより承諾できない」内容を記載すべきである。
- (4) 共済金額が増額できたのはいつまでか。増額できた期間はあったはずで、その増額できた期間に増額をした人がいたとするなら、現在申立人が増額の申出をしても承諾されないのは不公平である。申し出る時代が違えども同じ約款・事業規約に違いはないはずだ。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 約款・事業規約の規定から明らかなおおりに、共済金額の増額は「組合の定めるところ」により認められるのであって、申立人が求めれば当然に増額されるという規定内容とはなっていない。年金共済契約については、1994年3月31日以前に締結されたものは、年金額の増額を受けないというのが「組合の定めるところ」であり、かかる内容は、被申立人の店頭掲示によって公表されている。本件年金共済契約は1993

年4月5日に締結されている契約であるから、増額請求は認められない。

- (2) 年金共済契約において、年金額の増額とは増額部分について、追加的に新たな共済契約関係を生じさせるものと同視できるところ、契約自由の原則からは、新規の共済契約の申込みを応諾するか否かについて、共済者側に自由裁量があるから、増額部分の追加的共済契約関係についても、これに応じるか否かについて、共済者側に裁量の余地が認められるのは当然である。
- (3) 年金額の増額を受けない旨の内容が「組合の定めるところ」として設けられていることは合理的理由に基づくものであり、また、これを約款・事業規約上に具体的規定として明記せず、「組合の定めるところ」という文言を置いて、別途規定が存する事実を明らかにしつつ、その詳細内容について当該別途規定にて記載する形で対応したとしても、不合理とは言えない。
- (4) なお、「組合の定めるところ」により年金増額ができる旨は、当初から約款・事業規約に定められているのであるから、本件は約款・事業規約の不利益変更には当たらない。
- (5) また、非常に多数の共済契約者が存在する共済契約である以上、上記取扱の運用開始時期について、個々の共済契約者ごとに個別事情を聴取して個別的に設定することは事実上不可能であり、ある時期を運用開始時期と定め、これを一律に適用するほかない。加えて、全ての契約者において、2004年3月31日以前は年金額の増額が可能であり、同年4月1日以降は増額が不可となるのであるから、個々の契約者間での不公平取扱や差別的取扱はそもそも存しない。

<裁定の概要>

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

約款・事業規約の規定は、組合が「組合の定めるところ」すなわち組合の内規に従い、共済契約者の増額の申し出を承諾するか否かを判断できることを定めた規定であり、被申立人が内規に従い、申立人による増額の申込みに応じなかったことは約款・事業規約の規定に反するものではない。当該内規の内容は特定の共済契約者に対する不公平な取扱や差別的な取扱を定めたものではないし、一定の期限を設けて共済金額の増額を受け付けないとするのは必ずしも不合理であるとまではいえない。このように、被申立人が共済金額の増額に応じないことは恣意的かつ不合理なものということもできないのであるから、共済者である被申立人の「組合の定めるところ」に従い、被申立人が共済金額の増額を承諾すべきであると認めることはできない。

また、本件共済契約のような契約締結時の予定利率が固定される年金共済契約については、契約締結後の社会情勢や金利の状況によって、年金共済契約が当初予定していた状況から乖離した状態となりうるため、いつでも共済金額を無条件に増額できるとすることは共済契約者間の公平を害するおそれもある。以上のことから、本件共済契約について、申立人の申し出による共済金額の増額をすることができるとの根拠は認められないと判断した。